

分野別施策

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康で いきいきと安心して暮らせるまち — 保健・医療・福祉 —



名細保育園

1-

1-

1-

児童福祉の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策1 児童福祉の推進

施策の指標

目標値	保育園待機児童数(人)	H22年度	0
		H27年度	0
現状値	保育園待機児童数(人)	99(H16)	

(年度当初の値)

現状と課題

平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来少子化の主な原因であった晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されています。また、川越市の平成16年の合計特殊出生率(*1)は1.13となっており、全国、埼玉県の平均より低い状況にあります。

近年、児童虐待の増加が大きな社会問題となっています。児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。

このようなことから、子どもや親への支援体制の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援し、すべての子どもたちが健やかに生まれ、安心して子どもを生み育てられる社会にしていく必要があります。

施策の推進

1 子どもへの支援体制の充実

- ① 子どもの健康づくりの施策を推進するため、各種健診、保健対策、小児医療等の充実に努めます。
- ② 子どもたちが心豊かに成長するように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。
- ④ 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児を保護する体制を整備し、児童虐待防止対策の充実に努めます。
- ⑤ 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。

2 親への支援体制の充実

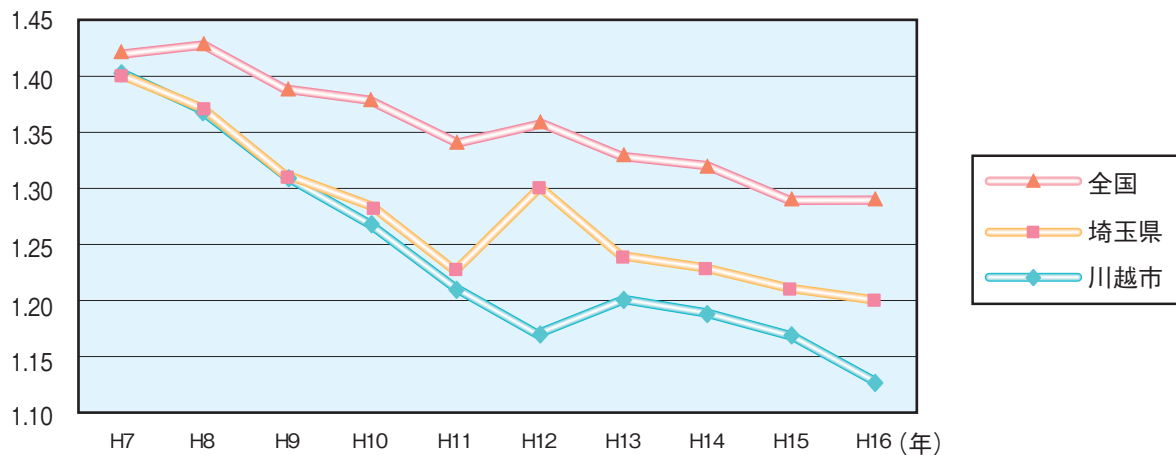
- ① 安心して妊娠・出産ができるよう、親の健康確保を支援します。

- ② 育児についての悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学びの機会や社会参画する機会の充実に努めます。
- ③ 男性と女性が家庭を築き、互いに協力して子育てができる社会を実現するため、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。
- ④ 多様化、増大する保育ニーズにこたえるため、通常保育、延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。
- ⑤ ひとり親家庭等が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。
- ⑥ 子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成制度の充実に図ります。

3 地域の支援体制の充実

- ① 子どもが身近な地域で心身ともに健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。
- ② 家庭教育講座や地域活動の推進により家庭や地域における教育力の向上に努めます。
- ③ 子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。
- ④ 子育て中の家庭への支援を充実するため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

合計特殊出生率



	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
川越市	1.40	1.37	1.31	1.27	1.21	1.17	1.20	1.19	1.17	1.13
埼玉県	1.41	1.37	1.31	1.28	1.23	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20
全国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29

保育園待機児童数の推移

(各年4月1日現在)

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
待機児童数	93人	155人	184人	112人	99人

【用語解説】

*1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

1-

1-

2-

高齢者福祉の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策2 高齢者福祉の推進

施策の指標

目標値	自治会老人憩いの家(箇所)	H22年度	64
		H27年度	89
現状値	自治会老人憩いの家(箇所)	40(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市の高齢化は年々進行していますが、今後、いわゆる「団塊の世代」が高齢者となる平成24年ごろから、高齢化が急速に進むことが予測されています。核家族化の進行により、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者が増加するとともに、平均寿命は世界でも最高水準に達しており、長い老後を過ごすこととなります。

これまで、元気な高齢者及び支援・介護が必要な高齢者に対して各種サービスを提供し、高齢者福祉の充実を図ってきましたが、生きがいのある充実した生活を安心して送るために、高齢者の社会参加、自己実現のための施策の充実、きめ細かな在宅福祉などのサービスの充実が求められています。

介護保険制度については、急激な高齢化に伴い要介護高齢者が増加している中で、要介護状態となるおそれがある人に対する予防給付等を実施して状態の改善や悪化の防止を図り、在宅で自立した生活を継続できるよう支援することが求められています。

施策の推進

1 生きがい対策の充実

- ① 高齢者のふれあい交流の拠点整備を図り、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労機会の拡大、世代間交流の活動などを促進します。
- ③ 高齢者の学習情報、ボランティア情報等を提供するシステムや知識・技術を地域で生かすことができる人材活用システムの整備を推進します。

2 介護予防・生活支援の推進

- ① 健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進します。

② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

3 包括的地域ケア体制の整備(*1)

- ① 地域の身近な窓口となる総合相談体制を整備します。
- ② 保健・医療・福祉サービスの包括的・継続的なマネジメントが図れるよう人材の育成等を促進します。
- ③ 夜間や緊急時に迅速に適切な対応が図れるようケア体制の整備を促進します。
- ④ 地域の見守り活動として、民生委員・児童委員やボランティア等による関係機関等のネットワークづくりを更に促進します。

4 介護サービスの充実

- ① 介護サービス事業者が、適正なケアマネジメント(*2)に基づき介護サービスを提供できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)(*3)の確保を支援します。
- ② 利用者による良質な介護サービスの選択を支援するため、行政と介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上を促進します。
- ③ 介護保険制度の適正で効率的な運用に基づき、計画的な介護保険サービスの提供を促進します。

5 居住環境の整備・充実

- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。
- ② 在宅での生活が困難な高齢者のため、養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

6 福祉医療サービスの充実

- ① 福祉医療サービスについては引き続き充実に努めます。

自治会老人憩いの家整備状況

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
件数	22	27	30	33	40

【用語解説】

- *1 包括的地域ケア体制の整備：介護保険の介護サービスやケアマネジメントのみでは、高齢者の生活をすべて支えられないことから、高齢者虐待等や権利擁護などの介護以外の問題にも対処しながら、保健・医療・福祉の専門職やボランティアなど地域のさまざまな資源を統合した包括的なケアが提供される体制を整備していくことを言います。
- *2 ケアマネジメント：介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすることです。
- *3 介護支援専門員(ケアマネジャー)：要介護者又は要支援者からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人を言います。また、介護サービス計画(ケアプラン)の作成見直しも行います。

1-

1-

3-

障害者福祉の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策3 障害者福祉の推進

施策の指標

目標値	障害者施策の満足度(%)	H22年度	35
		H27年度	40
現状値	障害者施策の満足度(%)	30.1(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

障害のある人は、年々増加傾向にあるばかりでなく、高齢化、障害の重度化・重複化が進んでいます。

障害のある人が健康でいきいきと安心して暮らすためには、市民一人ひとりの障害や障害のある人についての理解が重要であり、また、障害のある人の特性や障害の程度に応じた保健・医療・福祉のサービスの充実が求められています。

更に、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重し合い、ともに生きる社会(ノーマライゼーション)の実現が求められています。

障害のある人が在宅で生活するためには、障害の程度に応じた支援が必要となります。そのため、今後より一層、在宅福祉サービスの充実、就労の機会の拡大、社会参加の促進、生涯学習の機会の充実などが求められています。

障害のある人は、障害があることにより情報格差が生じたり、相談等を行うことが困難になっています。そうした状況を改善するため、情報提供や相談体制の充実が求められています。

施策の推進

1 保健・医療サービスの充実

- ① 障害の発生予防及び早期発見、早期療育事業の充実に努めます。
- ② 重度障害者(児)とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費公費負担制度の充実を図ります。
- ③ 障害を軽減し、自立した生活を送れるよう、リハビリテーション事業の充実に努めます。

2 生涯学習の充実

- ① 障害のある幼児の教育の充実を図ります。

② 障害のある人の学習機会を拡大するため、公民館等において障害のある人のための教育講座の充実を図ります。

3 雇用・就労の促進

① 障害のある人が、その人の能力に応じた働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターの充実に努めます。

② 障害の種類や程度によって、一般の企業で働くことが難しい人たちのために、福祉的就労(*1)の場の充実に努めます。

4 社会参加の拡充

① 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実を図ります。

② 市、埼玉県等のスポーツ大会への参加を促進します。

③ 障害のある人を支援するボランティア組織の充実を図ります。

5 福祉サービスの充実

① 利用しやすい在宅福祉サービスの充実を図ります。

② 各種障害者施設の整備を促進します。

③ 身体障害、知的障害、精神障害に関するそれぞれの相談事業に加え、障害者総合相談事業など相談支援体制を更に充実させます。

6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進

① 障害者週間記念事業などを通じ、障害や障害のある人を理解するための啓発に努めます。

② 中学校と福祉施設との交流をはじめ、福祉教育を推進します。

③ 障害のある人と障害のない人、また障害のある人同士の交流・ふれあいの場の整備を図ります。

手帳所持者数の推移

(人)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
身体障害者	6,533	6,837	7,083	7,449	7,781
知的障害者	1,128	1,171	1,208	1,267	1,323
精神障害者			419	507	634

【指標説明】

○ 障害者施策の満足度：市民アンケート調査（対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）において、市の障害者施策について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

*1 福祉的就労：一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うことを言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策4 地域福祉の推進

現状と課題

近年、家庭や地域での相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化したことなどにより、高齢者の孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

一方、地域における担い手としてボランティア、NPOなどの活動が活発化し、新たなコミュニティの形成が図られ、自主的な社会福祉の推進の動きが盛んになってきています。

また、社会福祉事業の共通的基本事項を定めた「社会福祉事業法」が平成12年に「社会福祉法」に改正され、地域福祉の推進が重要なものとして位置付けられています。

このような状況に対応し地域福祉を推進するためには、行政だけでなく、地域住民の自主的な参加と積極的な行動が必要であり、そのしくみづくりが求められています。

施策の推進

1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- ① 福祉サービスを必要とする市民のために、相談支援体制の整備や必要なサービスを利用することができるしくみづくりに努めます。
- ② 権利擁護や苦情解決など適切なサービス利用を支援する制度の整備を図ります。

2 社会福祉事業への支援

- ① 社会福祉事業者が提供する多様なサービスの振興を促進し、これらと行政サービスの連携による協働の実現に努めます。

3 市民参加の促進

- ① 情報提供や知識・技術を学ぶ機会の提供など市民やボランティア団体の活動の支援に努めます。
- ② 市民の主体的参加を図るため、市民相互の交流事業や学習会等の開催を促進します。
- ③ 情報機器を活用し、市民が手軽に必要な情報を入手できるように努めます。
- ④ 市民のボランティアなどの活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、地域での活動を活性化させるため、ボランティアの養成・確保を支援します。

4 社会福祉協議会の基盤の整備強化

- ① 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の基盤の整備強化を促進します。



総合福祉センター「オアシス」

1-

1-

5-

社会保障の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策5 社会保障の推進

施策の指標

現状値	国民健康保険被保険者数(人)	115,822 (H16)
	介護保険要介護認定者数(人)	6,876 (H16)
	生活保護被保護世帯数(世帯)	1,780 (H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口の減少が、社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。このため、本市においても社会保障制度の安定化・健全化などを国に要請しながら、適正かつ効果的な制度運営に努めていく必要があります。

国民健康保険・老人保健制度については、高齢化や医療の高度化などにより医療費が増加しつつあり、厳しい運営状況にあります。国民年金制度については、被保険者の受給権を確保し、未加入者を解消するために制度への理解を求めていくことが必要です。介護保険制度については、要介護高齢者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、制度の健全で持続可能な運営が求められています。生活保護制度については、被保護世帯が増加しており、適正な保護制度の運用が求められています。

施策の推進

1 国民健康保険制度の健全な運営

- ① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化対策を推進します。
- ② 健全な運営を行うため、国民健康保険税の適正化に努め、収入の確保を図ります。
- ③ 疾病予防を図るとともに健康づくりを支援するため、人間ドック等保健事業の推進を図ります。

2 老人保健制度の適正な運用

- ① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、老人保健制度の適正な運用を図ります。

3 国民年金制度の啓発

- ① 社会保険事務所との連携を図り、年金相談体制の充実を図ります。
- ② 市民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進します。

4 介護保険制度の健全な運営

- ① 介護保険の適正なサービス利用の促進及び不正請求等の防止を図ります。
- ② 介護サービスの利用の抑制を未然に防ぐため、低所得者等に対する利用者負担軽減の充実を図ります。

5 生活保護制度の適正な運用

- ① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ② 専任面接相談員による相談・指導体制の強化を図ります。
- ③ 民生委員・児童委員との連携の強化を図ります。

●国民健康保険加入者、医療費等の推移

世帯数、被保険者数は年度平均

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
世帯数	51,331	53,790	56,439	58,670	60,327
被保険者数	101,557	105,417	109,982	113,620	115,822
医療給付費(千円)	12,148,697	12,865,619	12,168,047	14,344,589	15,779,571

※医療給付費とは、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費(移送費含む)、高額療養費の合計

●要介護認定者数と介護保険給付費の推移

認定者数は年度末現在

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
要介護認定者数	3,879	4,574	5,397	6,225	6,876
保険給付費(千円)	4,759,735	6,025,997	6,932,522	7,852,395	8,605,079

※介護保険は平成 12 年度より施行

●生活保護被保護世帯と保護率の推移

年度平均

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
被保護世帯数	1,216	1,348	1,443	1,656	1,780
保護率 (%)	5.7	6.4	6.7	7.6	8.2

※保護率は被保護人員/人口；千分率表示

1-

2-

1-

健康づくりの推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

施策1 健康づくりの推進

施策の指標

目標値	運動習慣者の割合(%)	H22年度	31.0
		H27年度	33.0
現状値	運動習慣者の割合(%)	28.0(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化が進行する中で、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康でいきいきとした人生を送ることができるように支援することが求められています。また、生涯にわたる健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむための「食育」を推進する必要があります。

本市では、市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関との連携を強化し、健康増進事業をはじめ健康診査事業や健康教育・健康相談事業等を進めてきました。また、自主的な健康づくりのための市民活動を支援し、事業を推進するための基盤整備、マンパワーの確保、システムづくりを進めています。

今後、市民一人ひとりが心身ともに健やかな人生が送れるよう、ライフステージに対応した健康づくりの一層の推進が求められ、保健サービスを充実させていくための健康支援システムの確立が課題となっています。

施策の推進

1 母子保健の充実

- ① 健やかな子どもたちの育成を支援するため、関係機関との連携を強化し健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、次代の親となる思春期から、妊娠、出産及び育児期にわたる母子保健の充実を図ります。

2 成人保健の充実

- ① 一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送ることができるように、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進を目的とした健康診査、健康相談、健康教室等を、関係機関との連携を図り充実させるとともに、生涯にわたる健康づくりを支援します。

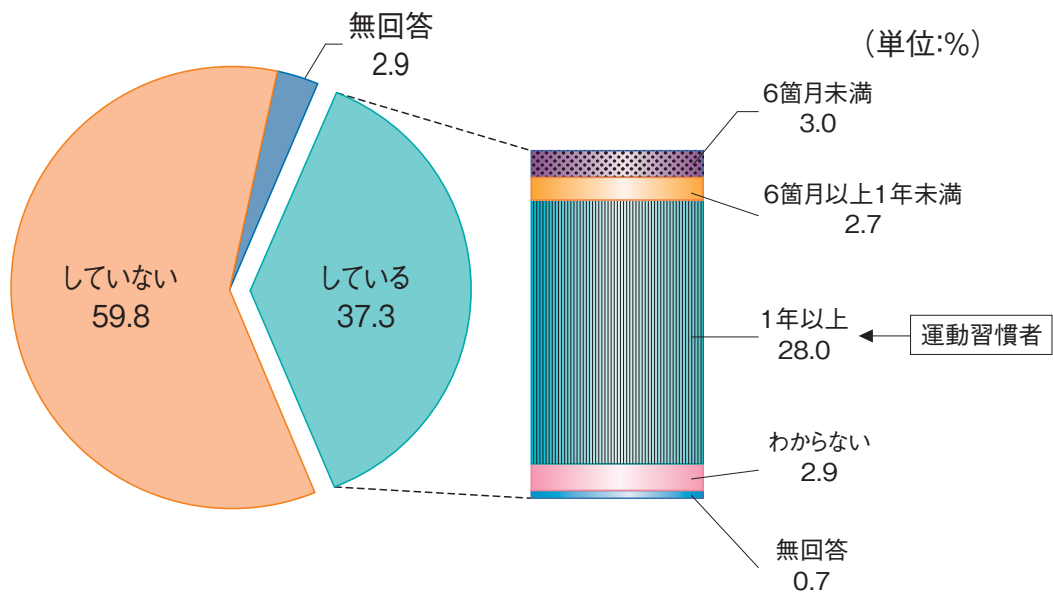
3 健康の増進

- ① 「健康増進法」に基づく運動、栄養及び歯科事業の充実を図り、市民の健康増進、疾病予防に努めます。

平成 16 年度 川越市における実態調査結果

<運動習慣者の割合>

(1回 30 分以上、週 2 回以上の運動状況とその期間の状況)



【指標解説】

- 運動習慣者：1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人を言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

施策2 保健衛生・医療体制の充実

現状と課題

近年、社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより、市民の心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。こうした健康を取り巻く環境の変化に的確に対応するため相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携、組織の育成に努めていく必要があります。

結核・エイズをはじめとする感染症の予防とまん延を防止していくため、正しい知識の普及啓発を進めていくことが重要です。また、SARSや鳥インフルエンザといった新たな感染症に対応していくため、緊急時における健康危機管理体制を強化していく必要があります。

また、市民の医療に対するニーズが多様化しており、安心して身近なところで医療サービスを受けられるよう医療体制の充実等が求められています。

更に、食中毒の発生や未登録農薬の使用、内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)の問題など、食品・環境衛生に対する市民の関心が高まっています。営業者への監視指導や食品検査・水質検査の強化により、食の安全・環境衛生の確保に努める必要があります。

核家族やひとり世帯が増加する中、伴りょ動物(*1)としてのペットの役割が注目されていますが、飼い方の誤りや習性の認識不足によるトラブルも増加しており、適切な動物の飼い方の知識や動物愛護思想の普及が求められています。

施策の推進

1 精神保健対策の推進

- ① 市民の心の健康づくりを推進するため関係機関と連携を図りながら、精神保健相談・訪問指導を充実します。
- ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促します。
- ③ 精神保健に関する知識・理解の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進

- ① 結核・エイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実

- ① 市民への適正な医療の提供を確保するため「かかりつけ医」の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備など、医療機能の充実を図ります。
- ② 公的医療機関の在り方を検討し、市民が安心して利用できるよう実状にあった整備を図ります。
- ③ 薬に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

4 食の安全・安心の確保

- ① 食品の製造所や販売店への監視指導と検査体制を強化し、食の安全・安心を確保するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。

5 衛生的で快適な住環境の確保

- ① 公衆浴場や理容所など、生活に密着した生活衛生施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導體制の充実に努めます。また、衛生害虫(*2)等の相談・情報提供を行います。
- ② 特定建築物(*3)の衛生対策を整えます。

6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり

- ① 犬・猫等の適切な飼い方の知識や動物愛護思想の普及・啓発に努め、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進します。

【用語解説】

- *1 伴りよ動物：単なるペット(愛がん動物)という感覚で飼うのではなく、一緒に暮らして人生をともにし、又は家族の一員として意識される動物のことを言います。
- *2 衛生害虫：病気を媒介したり、吸血や刺すことによって人に害を与えたり、人に不快感を与える昆虫などを言います。
- *3 特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物を言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり

施策1 保健・医療・福祉の連携

現状と課題

近年、市民の保健・医療・福祉にかかわるニーズが多様化しており、このニーズに的確に対応するために、総合的なサービスの提供が求められています。

また、社会福祉の基礎構造改革(*1)により、社会福祉にかかわるサービスは、行政が行う「措置」から市民自らが「選択・契約」するものへと転換されるとともに、サービスを提供する事業者も従来の社会福祉法人に加えて、NPO法人(*2)や営利法人が参入できるようになり、その数も増加しています。

このような中で、利用者主体のサービスを総合的かつ効率的に提供するためには、保健・医療・福祉の連携を更に強化する必要があります。

施策の推進

1 保健・医療・福祉関係機関等の連携

① 保健、医療、福祉サービスを提供している関係機関や事業者との情報の共有化や連絡協議会の設置など連携の強化を図ります。

2 地域関係団体(者)の連携

① 市民の最も身近なところにあって活動している地域の自治会、民生委員・児童委員、保健推進員等の地域関係団体(者)のネットワークづくりなど連携の強化を図ります。

3 行政における連携体制

① 横断的な情報の活用及び総合的なサービスの提供を図るため、市組織の連携体制の充実を図ります。

② 連携体制の効果的な運用を図るため、情報機器を用いたシステムの改善を進めていきます。



保健所

【用語解説】

- *1 **社会福祉の基礎構造改革**：福祉サービスの受給者と提供者との対等な関係の確立や、地域での総合的な支援などを改革の理念とし、従来の行政による措置制度から、個人が必要に応じてサービスを選択して利用するという普遍的な社会福祉制度への転換を目指しています。
- *2 **NPO法人**：特定非営利活動法人の略称です。「特定非営利活動促進法」に基づき認証される法人を言います。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っています。

百選

残したい“日本の音風景 100 選”

川越のシンボル「時の鐘」は、平成 8 年 7 月、環境庁（現環境省）の「残したい“日本の音風景 100 選”」に認定されました。毎日 4 回、蔵造りの町並みに時を告げています。

都市景観大賞（都市景観 100 選）

一番街を中心とする「歴史的町並み地区」は、平成 12 年度の「都市景観大賞（都市景観 100 選）」として選定され、建設大臣（現国土交通大臣）表彰を受けました。

かおり風景 100 選

「菓子屋横丁」が醸し出す雰囲気とあめやせんべいなどの下町風の菓子の懐かしいかおりは、平成 13 年 11 月、環境省の「かおり風景 100 選」に認定されました。

